オンライン、電話、または郵便で申告できます。（申告先詳細につきましては、裏面をご覧ください）

ポートランド市
税務部
アート所得税申告
アート教育・アクセス基金
2025年1月1日～12月31日の1年分
納税申告期限2026年4月15日

Form
ARTS
2025

公用専用

ポートランド市に居住する成人（18歳以上）にはすべて、アート税の申告をする義務があります。

❶ 2025年のいずれかの期間に、納税申告者の主要住居だったポートランド市の住 ☐ **転居しましたか。**ここにチェックし裏面Bに記入。

住所（私書箱は使用できません）	市	州	郵便番号
		OR	**97**

❷ この世帯は貧困世帯の税控除の対象ですか。 ☐ はい（裏面のスケジュールAに記入） ☐ い

❸ 2025年12月31日現在で18歳以上の成人すべてを記入。（貧困世帯税控除を申告しない場合に限り記入）

氏名（名、ミドル、姓、称号） ☐ 死亡	誕生年	1つをチェック：
Eメール	社会保障番号	☐ **納税額 $35** ☐ $1,000未満の年間課税所得

氏名（名、ミドル、姓、称号） ☐ 死亡	誕生年	1つをチェック：
Eメール	社会保障番号	☐ **納税額 $35** ☐ $1,000未満の年間課税所得

氏名（名、ミドル、姓、称号） ☐ 死亡	誕生年	1つをチェック：
Eメール	社会保障番号	☐ **納税額 $35** ☐ $1,000未満の年間課税所得

氏名（名、ミドル、姓、称号） ☐ 死亡	誕生年	1つをチェック：
Eメール	社会保障番号	☐ **納税額 $35** ☐ $1,000未満の年間課税所得

❹ 納税額を計算してください。 *（注意：2026年4月15日までに納税されなかった場合は、罰金が科されます。）*

納税額： 納税額$35の総人数：_____人 **x $35 =** アート税合計納税額 ： $_____ 小切手番号：_____

合計納税額の例：1人 = $35、2人 = $70、3人 = $105、4人 = $140 **小切手の支払受取人は「City of Portland」としてください**

❺ 郵送先住所（項目❶の主要住居の住所と異なる場合）

住所（私書箱は使用できません）	市	州	郵便番号

❻以下に連絡先情報を記入して、本用紙に（課税対象であれば）支払いを添えて、税務部（Revenue Division）まで送付してください。

申告代行人の氏名（活字体） 日付 電話番号（昼間）

郵送 Portland Revenue Division - Arts Tax, PO Box 2820, Portland OR 97208-2820 （電話とオンラインでの申告先情報は裏面をご覧くだ

社会保障番号の記入は必須です。本必須条件は、1974年連邦プライバシー法（Federal Privacy Act of 1974）、1976年税制改革法（Tax Reform Act of 1976）、さらにアート税管理規定（Arts Tax Administrative Rules）に基づいて承認されています。貴方の社会保障番号は、アート税の管理補助のために本税務部が使用し、これには連邦のフォーム1099申告要件の順守および連邦納税申告者の情報に対するアート税申告の比較を含みますがこれだけに限定されません。

スケジュールA：貧困世帯の税控除（記入説明書参照）

子どもを含む、世帯各自の（全収入源からの）総年収を以下に記入してください。

	氏名（死亡の場合は、氏名横のボックスをチェック）	誕生年	SSN（社会保障番号）	年収
1	☐		- -	$
2	☐		- -	$
3	☐		- -	$
4	☐		- -	$
5	☐		- -	$
6	☐		- -	$
7	☐		- -	$
8	☐		- -	$

これ以上の居住者が同世帯にいる場合は、それぞれの氏名と誕生年を追加用紙に記入して添付し、総収入をここに記入してください： $

総世帯年収： **$**

世帯人数：

2025年連邦貧困ガイドライン	
世帯人数	貧困ガイドライン
1	$15,650
2	$21,150
3	$26,650
4	$32,150
5	$37,650
6	$43,150
7	$48,650
8	$54,150
9人以上の世帯につきましては、各追加者に付き$5,500を加算してください。	

本用紙の項目❺と❻に忘れずに記入してください。

スケジュールB：住所の変更（記入説明書参照）

氏名	住所	市	州	郵便番号	転居の日付（月月/年年）

郵送での申告：**Portland Revenue Division - Arts Tax, PO Box 2820, Portland OR 97208-2820**

電話での申告：(503) 865-4278

ファックス：(503) 865-3065

TTY：711

オンラインでの申告：Pro.Portland.gov

実際の住所：Revenue Division, 111 SW Columbia Street, Suite 600, Portland, Oregon, 97201

小切手の支払受取人には「**City of Portland**」と記入してください。

2025年アート税申告の記入説明書

2025年連邦貧困ガイドライン	
世帯人数	貧困ガイドライン
1	$15,650
2	$21,150
3	$26,650
4	$32,150
5	$37,650
6	$43,150
7	$48,650
8	$54,150
9人以上の世帯につきましては、各追加者に$5,500を加算してください。	

❶ 現在のポートランド市の住所、または2025年のいずれかの期間に当該成人納税申告者の主要住居だったポートランド市の住所を記入してください。居住地がポートランド市外である/あった場合は、本用紙に記入しないでください。

- **納税申告者が主要居住地から最近転居した場合、**「転居しましたか。ここにチェックし裏面Bに記入」を選択してください。**スケジュールB**に、転居した日付（月/年）と共に、各納税申告者とその新住所を記入してください。

当市に1年間居住していない居住者も$35全額支払う義務があります。2025年にポートランド市にまったく居住していない場合、納税義務はありません。当市の記録にある貴方の住所を更新できるように、スケジュールBに記入して送付してください。

❷ *本世帯全員[2]の総年収[1]が*、2025年連邦貧困ガイドライン（表を参照）以下である場合、また貧困世帯の税控除申請を希望する場合は、項目❷の「はい」を、それ以外は「いいえ」をチェックしてください。

❸ 貧困世帯の税控除を申請している場合（項目❷で「はい」をチェックした）：

- *裏面の***スケジュールA**に記入してください。（本用紙の項目❸には記入しないでください。）2025暦年について、*世帯各自[2]*（子どもも含む）の氏名、誕生年、社会保障番号（SSN）、個人年収[1]を記入してください。世帯全員の年収の合計を計算して、世帯人数を記入してください。収入および世帯の情報は、連邦税の情報に照らして検証されます。
- 項目❺と❻に忘れずに記入してください。

貧困世帯の税控除を申請していない場合（項目❷で「いいえ」をチェックした）：

- 2025年12月31日現在で18歳以上だった成人の氏名、社会保障番号、誕生年、Eメールアドレスを記入してください（必要であれば、追加用紙を添付してください）。
- 2025暦年に*課税所得[3]*が$0～$999.99であった場合は、「$1,000未満の年間課税所得」をチェックしてください。収入は連邦税の情報に照らして検証されます。
- 2025暦年に*課税所得[3]*が$1,000以上あった場合は、「納税額$35」をチェックしてください。

❹ 合計納税額は、$35に「納税額 $35」項目に記入された成人納税申告者の数をかけたものになります。小切手の支払受取人は「**City of Portland**」とし、また2026年4月15日までの消印のない支払いには、罰金が科されます。

❺ 郵送先住所が、項目❶に記入したポートランドの住所と違う場合は、これを記入してください。

❻ 申告代行人の氏名、電話番号（昼間）、今日の日付を記入してください。支払い（課税対象であれば）を添えて、本用紙をポートランド市税務部（City of Portland Revenue Division）に送付してください。

郵送先住所：Portland Revenue Division - Arts Tax, PO Box 2820, Portland OR 97208-2820

ファックス：(503) 865-3065

電話：(503) 865-4278

TTY：711

オンライン：portland.gov/revenue/arts-tax

実際の住所：Revenue Division, 111 SW Columbia Street, Suite 600, Portland, Oregon, 97201

社会保障番号の記入は必須です。本必須条件は、1974年連邦プライバシー法（Federal Privacy Act of 1974）、1976年税制改革法（Tax Reform Act of 1976）、さらにアート税管理規定（Arts Tax Administrative Rules）に基づいて承認されています。貴方の社会保障番号は、アート税の管理補助のために本税務部が使用し、これには連邦のフォーム1099申告要件の順守および連邦納税申告者の情報に対するアート税申告の比較を含みますがこれだけに限定されません。

---

[1]**連邦貧困の税控除の判断に対する年収**は、米国国勢調査局（US Census Bureau）規定に従い、州法・連邦法の下に課税・非課税に関わらず、2025暦年の全収入源からの全収入が含まれます。収入例には、個人・共同の貯蓄口座またはその他利子を生む口座からの利息、養育費、離婚扶助、就業不能所得補償（VA障害手当を含む）、失業扶助、株式およびその他所有物の売却（売却が損失でも）、配当金、社会保障の収入（課税または非課税）、事業の純利益ならびに従業員賃金などがあります。

[2]**世帯人数**には、1つの連邦または州の所得税申告をする世帯に居住する者がすべて（成人および子ども）含まれます。

[3]**課税所得に**は、賃金、自営業、投資（米国国債の利子は除く）、賃貸料、年金（社会保障、連邦鉄道従業員退職法の手当、オレゴン州PERS、FERS、およびCSRSなどは除く）、就業不能所得補償（VA障害手当は除く）、失業手当、配偶者/子どもの扶助、またはポートランド市が課税禁止対象としていないその他すべてが含まれます。